

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 総務省関係（第一章関係）

一 地方自治法の一部改正（第一条関係）

- 1 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるものとする。
- 2 この法律又は規約により認可地縁団体の総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとする。
- 3 この法律又は規約により認可地縁団体の総会において決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなすものとする。
- 4 認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とすること。
- 5 その他所要の改正を行うこと。

二 住民基本台帳法の一部改正（第二条関係）

指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務、地籍調査に関する事務及び空家等の調査に関する事務を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加すること。

第二 厚生労働省関係（第二章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第三条関係）

都道府県が小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止すること。

二 医師法の一部改正（第四条関係）

医師が氏名、住所等の厚生労働大臣への届出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする。

三 歯科医師法の一部改正（第五条関係）

歯科医師が氏名、住所等の厚生労働大臣への届出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府

県知事を経由することを要しないものとする。

四 薬剤師法の一部改正（第六条関係）

薬剤師が氏名、住所等の厚生労働大臣への届出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする。

五 難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正（第七条関係）

1 都道府県が特定医療費の支給認定をしたときに支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（以下「支給認定患者等」という。）に交付する医療受給者証について、指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関の個別の名称の記載を不要とすること。

2 都道府県が特定医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止すること。

第三 農林水産省関係（第三章関係）

一 土地改良法の一部改正（第八条関係）

市町村が災害等のため急速に農用地又は土地改良施設の災害復旧等の土地改良事業を行う必要がある

場合において、応急工事計画に係る当該市町村の議会の議決を経なければならないものとする規定を削除すること。

二 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正（第九条関係）

都道府県が定めることのできる農村地域への産業の導入に関する基本計画について、導入すべき産業の業種の大綱を定めなければならないとする義務付けを廃止すること。

第四 経済産業省関係（第四章関係）

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正（第十条関係）

1 この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

第五 国土交通省関係（第五章関係）

一 建築基準法の一部改正（第十一条関係）

特定行政庁は、存続等の許可をした応急仮設建築物等について、当該許可の期間を超えて使用する特

別の必要がある場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、更に一年を超えない範囲内において当該許可の期間を延長することができるものとす

二 下水道法の一部改正（第十二条関係）

二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への協議について、届出とすること。

第六 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする

1 児童福祉法の一部改正等 公布の日から施行

2 建築基準法の一部改正等 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正等 令和五年四月一日から施

行

二| 所要の経過措置を規定すること。

三| 所要の規定の整備を行うこと。